

身体障害者相談員及び知的障害者相談員
委託事務の市町村への権限委譲について

平成23年11月16日（水）

沖縄県福祉保健部
障害保健福祉課地域生活支援班

目 次

身体障害者相談員及び知的障害者相談員委託事務の市町村への権限委譲について	1
事業フロー図	3
現行の年間スケジュール	4
【参考資料】	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について	5
身体障害者福祉法新旧対照表	9
知的障害者福祉法新旧対照表	12
沖縄県身体障害者相談員設置要綱	15
沖縄県身体障害者相談員運営要領	17
沖縄県知的障害者相談員設置要綱	31
沖縄県知的障害者相談員運営要領	33

身体障害者相談員及び知的障害者相談員 委託事務の市町村への権限委譲について

1 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が、平成23年8月26日に成立し、平成23年8月30日に公布されたところである。

これに伴い、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法が一部改正され、身体障害者相談員及び知的障害者相談員（以下「相談員」という。）委託事務が平成24年4月1日より都道府県から市町村へ権限委譲されることとなった。

2 相談員の概要

相談員は、障害者またはその保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び障害者に関する援護思想の普及に資する業務を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的として設置される。

3 相談員の業務

相談員の主な業務は以下のとおりである。

- ① 障害者またはその保護者等からの更生援護に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行う。
- ② 障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関に連絡する。
- ③ 障害者に対する住民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援護思想の普及に努める。

4 根拠法令等

- ① 法律
 - ・身体障害者福祉法第12条の3第1項
 - ・知的障害者福祉法第15条の2第1項
- ② 県の設置根拠
 - ・沖縄県身体障害者相談員設置要綱
 - ・沖縄県身体障害者相談員運営要領
 - ・沖縄県知的障害者相談員設置要綱
 - ・沖縄県知的障害者相談員運営要領

5 県の委託状況

① 活動費 1人につき年間17,880円

② 相談員数

・身体障害者相談員：56人

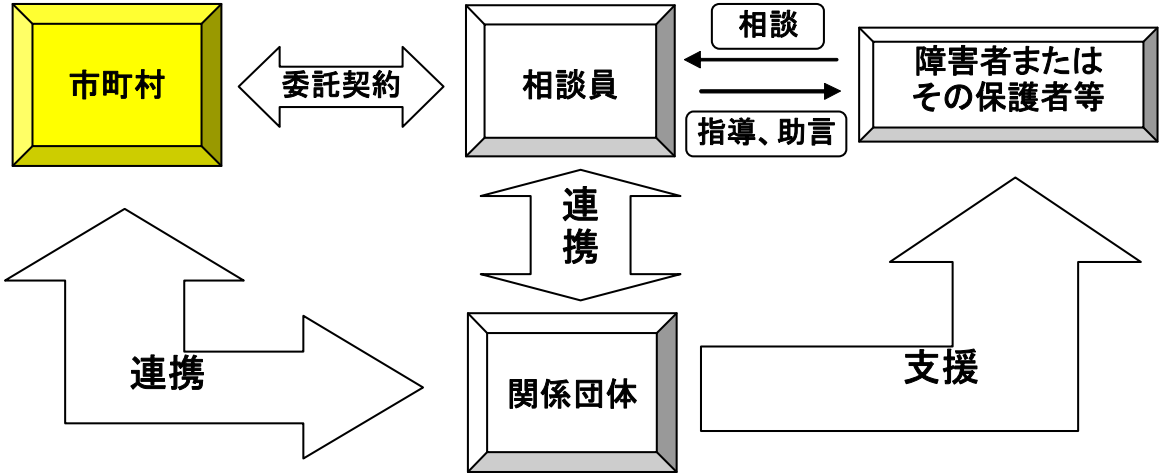
（北部：7人、中部：16人、南部：26人、宮古：4人、八重山：3人）

・知的障害者相談員：25人

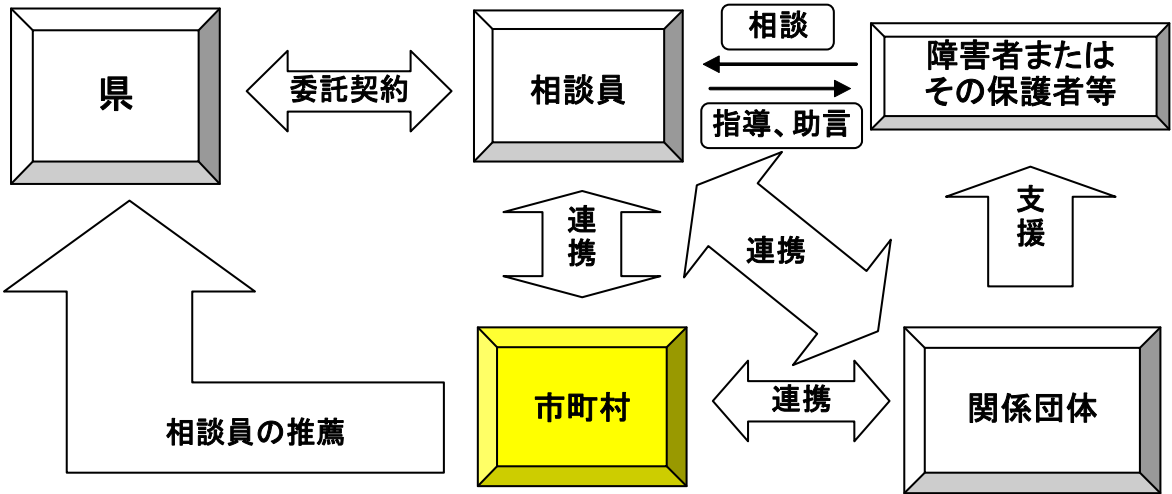
（北部：3人、中部：6人、南部：9人、宮古：4人、八重山：3人）

事業フロー図

【法施行後】



【現行】



現行の年間スケジュール

月	県	市町村	相談員
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・活動費(下半期)支払 ・年間集計表の取りまとめ ・委託書、証票の交付 ・研修会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録及び年間集計表の提出
5月			<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
6月			<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
7月			<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
8月			<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
9月			<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・活動費(上半期)支払 		<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
11月			<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦依頼 → 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員選定 ← 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出 ・履歴書、受託書の提出
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・委託決定 ← 	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出
3月			<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の提出

障発0902第2号

平成23年9月2日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 〕 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「整備法」という。）が、平成23年8月26日に成立し、平成23年8月30日に公布されたところです。

これに伴い、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が所管する法律が改正されることとなりました。改正の趣旨、内容等は下記のとおりとなりますので、その周知徹底を図るとともに、適切な対応方御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

整備法は、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。

なお、整備法により改正された法律のうち、障害保健福祉部所管のものは以下のとおりである。

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

第2 改正の内容

一 児童福祉法の一部改正（整備法第22条関係）

(1) 指定障害児通所支援事業者の指定

イ 都道府県は、指定通所支援事業者の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

(2) 指定障害児入所施設の指定

イ 都道府県は、指定障害児入所施設の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

二 身体障害者福祉法の一部改正（整備法第30条関係）

(1) 市町村は、身体に障害がある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害がある者の更生のために必要な援助を行うこと（(2)において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができること。

(2) 都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができること。

三 知的障害者福祉法の一部改正（整備法第39条関係）

(1) 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（(2)において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができること。

- (2) 都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができること。

四 障害者自立支援法の一部改正（整備法第54条関係）

(1) 指定障害福祉サービス事業者

イ 都道府県は、指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

(2) 指定障害者支援施設

イ 都道府県は、指定障害者支援施設の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

(3) 市町村障害福祉計画

イ 市町村障害福祉計画においては、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について定めるよう努めるものとする。

ロ 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 都道府県障害福祉計画

都道府県障害福祉計画においては、区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について定めるよう努めるものとする。

五 その他

- 一 (1)・(2)、四(1)・(2)に係る条例の制定主体及び育成医療

の支給認定等についての権限移譲については、今後別途政令等で定めるものとする。

第3 施行日

第2に掲げる改正（育成医療の支給認定等についての権限移譲は除く。）は、平成24年4月1日から施行すること。ただし、障害者自立支援法の一部改正（障害者自立支援法第88条及び第89条の改正規定に限る。）の施行の日は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日とすること。

第4 経過措置

一 児童福祉法の一部改正に伴う経過措置（整備法附則第15条関係）

第2の一の規定の施行の日（平成24年4月1日）から起算して1年を超えない期間内において、第2の一の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の15第2項第1号（新児童福祉法第24条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉法第21条の5の15第3項（新児童福祉法第24条の9第2項において準用する場合も含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなすこと。

二 障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置（整備法附則第25条関係）

第2の四（1）及び（2）の規定の施行の日（平成24年4月1日）から起算して1年を超えない期間内において、第2の四（1）及び（2）の規定による改正後の障害者自立支援法（以下「新障害者自立支援法」という。）第36条第3項第1号（新障害者自立支援法第37条第2項及び第38条第3項において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新障害者自立支援法第36条第4項（新障害者自立支援法第37条第2項及び第38条第3項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなすこと。

改正案	現行
<p>（身体障害者相談員）</p> <p>第十二条の三 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援助に熱意と識見を持つている者に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援助に熱意と識見を持つている者に委託することができる。</p> <p>3 前二項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。</p> <p>4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p> <p>（施設の基準）</p> <p>第二十九条（略）</p>	<p>（身体障害者相談員）</p> <p>第十二条の三 都道府県は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援助に熱意と識見を持つている者に委託することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。</p> <p>3 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p> <p>（施設の基準）</p> <p>第二十九条（略）</p>

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者社会参加支援施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第三項及び第七十一条の規定を適用する。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

三・四 (略)

(都道府県の負担)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第三号の費用(第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)については、その四分の一

二 第三十五条第三号の費用(第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者についての第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)について

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者社会参加支援施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用する。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(都道府県の負担)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第二号の費用(第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)については、その四分の一

二 第三十五条第二号の費用(第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者についての第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)について

は、その十分の五

(国の負担)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用（視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。）については、その十分の五

二 第三十五条第三号の費用（第十七条の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）及び第三十六条第三号の費用（第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

は、その十分の五

(国の負担)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第三号及び第三十六条第四号の費用（視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。）については、その十分の五

二 第三十五条第二号の費用（第十七条の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）及び第三十六条第三号の費用（第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

改正案	現行
<p>（知的障害者相談員）</p> <p>第十五条の二 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。</p> <p>3 前二項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。</p> <p>4 (略)</p> <p>（市町村の支弁）</p> <p>第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p>	<p>（知的障害者相談員）</p> <p>第十五条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。</p> <p>3 (略)</p> <p>（市町村の支弁）</p> <p>第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p>

一 (略)

二 第十五条の二の規定により市町村が行う委託に要する費用

三・四 (略)

(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

三 第十五条の二の規定により都道府県が行う委託に要する費用

(都道府県の負担)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二条の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二條第三号の費用（次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

二 第二十二條第三号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない知的障害者（第四号において「居住地不明知的障害者」という。）についての行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

三 第二十二條第四号の費用（第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

四 第二十二條第四号の費用（居住地不明知的障害者について第十

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

(新設)

(都道府県の負担)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二条の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二條第二号の費用（次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

二 第二十二條第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない知的障害者（第四号において「居住地不明知的障害者」という。）についての行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

三 第二十二條第三号の費用（第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

四 第二十二條第三号の費用（居住地不明知的障害者について第十

六条第一項第二号の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)については、その十分の五

(国の負担)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

- 一 第二十二條第三号の費用
- 二 第二十二條第四号の費用のうち、第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用

六条第一項第二号の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)については、その十分の五

(国の負担)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

- 一 第二十二條第二号の費用
- 二 第二十二條第三号の費用のうち、第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用

沖縄県身体障害者相談員設置要綱

1 目 的

身体障害者相談員（以下「相談員」という。）は、身体に障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行なうと共に、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある者に関する援護思想の普及等身体に障害のある者の福祉の増進に資することを目的とする。

2 委 託

知事は福祉保健所長の推薦のあった者のうちから、相当と認められる者に対して、4に掲げる業務を委託するものとする。

3 推 薦

福祉保健所長は相談員を推薦しようとする場合は、人格、識見等が高く、社会的信望があり、身体に障害のある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって原則として身体障害者のうちから相当と認められる者を推薦するものとする。

4 業 務

相談員は次の各号に掲げる業務を委託されるものとする。

- (1) 身体障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行なうこと。
- (3) 身体に障害のある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体に障害のある者に対する住民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援護思想の普及につとめること。
- (5) その他各号に附帯する業務を行なうこと。

5 関係機関等との連携

相談員は、その業務を行なうにあたっては、福祉保健所、市福祉事務所、町村、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならないこと。

6 業務委託の期間

相談員の業務委託の期間は二年とする。ただし、補欠の相談員の委託期間は前任者の残任期間とする。

7 業務委託の解除

知事は、相談員が次の各号の1に該当する場合は当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合。
- (2) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合。

8 その他

- (1) 相談員には、その業務を行なうにあたって相談員であることを証明する証票を携行させるものとする。
- (2) 相談員に年一回以上の研修を受けさせるものとする。
- (3) この事業を行なうため、ケース記録その他の帳簿を整備させるものとする。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から適用する。

沖縄県身体障害者相談員運営要領

1 目的

この要領は、身体障害者相談員設置要綱（昭和48年5月11日制定。以下「要綱」という。）に基づく、身体障害者相談員（以下「相談員」という。）制度の円滑な運営を図るために必要な実施細目を定めるものとする。

2 相談員の数

(1) 相談員の配置数は、105人とする。

(2) 相談員の配置については、各1市町村あたり1人を基準とし、身体障害者数及び区域の面積を考慮のうえ知事が定める。

3 相談員の推薦及び委託

(1) 基本的事項

相談員の推薦にあたって、福祉保健所長は要綱3によるほか、次の点に留意し、選定するものとする。

ア. 相談員は、民間人の立場における活動が期待されるものであるから、民間篤志家としての相談活動ができるものであること。

イ. 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び内部障害者のそれぞれの相談内容に応じ、必要な指導が行えること。

ウ. 承諾を得るにあたっては、本人に対し、本制度の趣旨、内容、その他必要事項を説明のうえ、了解を得ること。

エ. 相談員は、知事から所定の業務の受託者であるから、県非常勤職員としての身分は有しないこと。

したがって、相談員が業務上の事故、又は第三者に与えた損害等に対し、知事は災害補償又は損害賠償の責を負わないものとする。

(2) 事務手続

ア. 相談員の推薦にあたっては、次の書類を添付するものとする。

(ア) 受託書1部（第1号様式）

(イ) 身体障害者相談員推薦調書1部（第2号様式）

(ウ) 履歴書1部

イ. 相談員の推薦にあたっては、福祉保健所長ごとに行い、知事あて推薦するものとする。

なお、欠員が生じた場合は、知事あてその旨を報告するとともに、速やかに補欠の相談員の推薦を行なうものとする。

- ウ. 知事は、福祉保健所長から推薦のあった相談員について、慎重に審査のうえ、委託の適否を決定する。
- エ. 委託が適当と認められた場合は、知事は本人に対し、委託書（第3号様式）及び証票（第4号様式）その他を交付するものとする。
- オ. 業務委託の期間は2年とし、再委託を妨げない。

4 委託の解除

(1) 解除理由は要綱7によるが、その事務手続きは次のとおりとする。

- ア. 相談員が自己の都合により辞退を申し出るときは、辞退届（第5号様式）を福祉保健所長に提出するものとする。
- イ. 福祉保健所長は、相談員が要綱7に定める事項に該当すると認めたときは、その実情を調査確認のうえ、調書（第6号様式）を作成し、速やかに知事あて報告するものとする。

(2) 知事は、前項による委託解除手続がなされた場合に、委託解除が適当と認めたときは、委託解除通知書（第7号様式）を福祉保健所長を経由し、本人に送付するものとする。

5 相談活動の実施

相談員の業務内容は、要綱4のとおりであるが、細目については次のとおりとする。

(1) 相談員の活動区域は、原則として担当区地域とする。

(2) 担当地域の配置については、身体障害者数及び区域の面積を考慮のうえ福祉保健所長が定める。

(3) 相談員の相談指導活動は、自宅相談及び出張相談とする。

(4) 相談員は、積極的に担当地区内の実情をは握し、援護を必要とするものについては、福祉保健所長等関係機関との密接な連携のもとに、指導助言等を行い、身体障害者福祉票（第8号様式・第8号様式の2）により記録するものとする。

(5) 相談員は、活動記録（第9号様式）及び年間集計表（第10号様式）により、業務状況を整理すること。なお、各月分活動記録については翌月5日までに福祉保健所長あて報告するものとする。

(6) 福祉保健所長は、相談員の年間集計表をとりまとめ、翌年度の4月30日までに知事あて提出するものとする。

6 相談員の研修

要綱8の(2)の規定による研修は福祉保健所長において行うものである。

7 資料等の提供

福祉保健所長は、相談員の活動の効果を高めるため、参考となる資料を作成し、相談員に提供するものとする。

8 相談員に対する活動費の支弁

(1) 活動費の支弁は、予算の定めるところにより、報償金として、年2回まとめて、別表区分により福祉保健所長において支給するものとする。

(2) 月の途中で業務を委託又は解除した者に対しては当該月分全額を支払うものとする。

9 証 票

(1) 県は、相談員であることを明らかにし、その活動を容易にするため、証票を交付するものとする。

(2) 相談員は、相談活動を行うときは、常に証票を携行するものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

受 託 書

身体障害者福祉法第12条の3の規定に基づく身体障害者相談員の
業務を次により受託いたします。

担当福祉地区

受託の期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

住所

氏名

印

沖縄県知事 殿

第2号様式

身体障害者相談員推薦調書

身体障害者福祉法第12条の3の規定に基づく身体障害者相談員として下記の者を推薦いたします。

福祉保健所長 印

記

氏名					生年月日	明大昭	年 月 日 歳	男・女
本籍					住 所			
職業								
手帳番号		級	種	障害名				
適否事項	1	奉仕活動の時間的余裕	一週 時間	5	身障福祉への関心	熱心・普・無		
	2	健康程度	健・普・弱	6	責任感	強・普・弱		
	3	地域の実情に精通しているか	広・普・狭	7	世帯人の身障事業に対する理解	有・普・無		
	4	地域住民の信望	厚・普・薄					
推薦理由								
備考								

平成 年 月 日

殿

沖縄県知事



委 託 書

身体障害者福祉法第12条の3の規定に基づき次により身体障害者相談員としての業務を委託します。

担当福祉地区

委 託 期 間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

第4号様式

第 号

身体障害者相談員 証

氏名

(年 月 日生)

住所



上記の者は身体障害者相談員であることを証明します。

年 月 日

沖縄県知事 名 ㊟

業務委託期間

年 月 日から 年 月 日まで

担当福祉地区

辞 退 届

身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員業務を 年 月 日
づけで受託しましたが、下記の理由により辞退したいので、届出いたします。

記

辞退の理由

年 月 日

相談員氏名

住 所

沖縄県知事

殿

調 書

該 当 の 相 談 員	担当福祉地区			
	氏 名		相談員証票番号	
	住 所		生年月日	
	委 託 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
委 託 解 除 理 由				
福 祉 保 健 所 長 の 意 見				

年 月 日
調査員氏名 印

年 月 日

委 託 解 除 通 知 書

殿

沖縄県知事



身体障害者福祉法第12条の3の規定に基づく身体障害者相談員としての業務委託を下記理由により解除します。

記

委託解除の理由

解除月日

年 月 日

秘

					担当地区名				
					相談員名				
					取扱年月日				
対象者 氏名				世帯主			電話		
現住所					本籍				
家族の 状況	氏名	続柄	性別	健康状況	生年月日	職業又学年等	備考		
本人の 事項	身体障害に なった原因	1. 戦傷 2. 交通事故 3. 産業災害 4. 一般的事故 5. 病気 6. 先天性7. その他() (障害発生時期 年 月頃)							
	障害の部位	1. 視覚 2. 聴覚 3. 肢体不自由(上肢・下肢・体幹) 4. 音声言語機能 5. 内部(じん臓・心臓・呼吸器)							
	身障手帳	1. 有(県 第 号 種 級)						2. 無	
	障害名	1. 有()						2. 無	
	日常生活に 支障あるか	1. 有(どの程度か)						2. 無	
	受給年金等	1. 障害福祉年金 2. 恩給・共済 3. 福祉手当 4. その他()							
	主な介護者	1. 家族(誰が) 2. 親せき 3. 近所の人 4. 家庭奉仕員 (週 回) 5. 家政婦 6. 看護婦 7. その他()							
世帯の 事項	生活保護	1. 生活保護適用 2. それ以外							
	住居の状況	1. 自家 2. 借家 3. 間借 4. アパート 5. その他()							
	公的融資	1. 世帯更生資金 2. 法外援護資金 3. その他()							
相談内容									
処 理 先		1. 福祉事務所 2. 更生相談所 3. 社会福祉施設 4. 職業安定所 5. 保健所 6. その他()							

相談指導記録

年	月	日

身体障害者相談員活動記録

相談員氏名：
担当地区：

平成 年 月 日

事項 \ 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
手帳申請																																	
更生医療																																	
補装具																																	
施設入所																																	
職業																																	
生活																																	
会議・行事出席																																	
関係機関との連絡																																	
その他																																	
計																																	

相談取扱実人員

障害別 \ 男女別	男	女	計
肢体不自由	名	名	名
視覚障害			
聴覚・言語障害			
内部障害			

記録

年 間 集 計 表

(年度)

相談項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
手帳申請													
更生医療													
補装具													
施設入所													
職業													
生活													
会議・行事出席													
関係機関との連絡													
その他													
計													

沖縄県知的障害者相談員設置要綱

1 設置の目的

知的障害者相談員は、社会奉仕の精神に基づき、知的障害者の更生援護に関し、本人またはその保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び住民の知的障害者援護思想の普及に資する業務を行い、もって知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 委託

(1) 知事は、福祉保健所長又は市福祉事務所長（以下「福祉保健所長等」という。）から推薦のあった者のうち適当と認めらるるものに対し、担当地区を定めて、4に掲げる業務を委託する。

3 推薦

福祉保健所長等は、相談員を推薦しようとするときは、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通しているものであって、原則として知的障害者の保護者である者のうちから適当と認められる者を推薦するものとする。

4 業務

相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言（福祉保健所等・知的障害者更生相談所・児童相談所が行う専門的な相談指導を除く。）を行うこと。
- (2) 知的障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること。
- (3) 知的障害者に対する援護思想の普及に努めること。
- (4) その他、前各号に附帯する業務を行うこと。

5 関係機関との連携

相談員は、その業務を行うにあたっては、福祉保健所、市福祉事務所、知的障害者更生相談所、児童相談所、児童委員（民生委員）等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

6 業務委託の期間

相談員に対して業務を委託する期間は、2年とする。ただし、補欠相談員に対する委託期間は、前任者の残任期間とする。

7 業務委託の解除

知事は、相談員が次のいずれかに該当する場合は、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、または、これに堪えない場合。
- (2) 業務を怠り、または、業務上の義務に違反した場合。
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合。

8 実施期日

この要綱に基づく相談員の業務委託は、昭和47年12月1日から実施するものとする。

9 実施細目

この要綱の実施に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定めるものとする。

10 その他

- (1) 相談員は、その業務を行うにあたっては、知的障害者の人格を尊重し、その身上及び家族に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 相談員は、その業務を行うにあたっては、相談員であることを証明する証票を携行しなければならない。
- (3) 相談員は、その業務を行うために必要なケース記録その他帳簿等を整備しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。ただし、第9項の改正については、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

沖縄県知的障害者相談員運営要領

1 目的

この要領は、知的障害者相談員設置要綱（昭和47年11月13日付厚児第490号。以下「要綱」という。）に基づく、知的障害者相談員（以下「相談員」という。）制度の円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 相談員の数

相談員の配置数は、知的障害者数及び知的障害者の援護の実施機関における相談員実人員、その他の実情を勘案して定める。

3 相談員の推薦

(1) 相談員の推薦については、要綱3に示すとおりであるが、推薦しようとする福祉保健所長又は市福祉事務所長（以下「福祉保健所長等」という。）は、つぎの点に留意し選定するものとする。

ア. 原則として、知的障害者の保護者であって、他の知的障害者の相談指導を行うことが適当であると認められるものとするが、これらの者をもって所定の人員を充足することができない場合には、知的障害に関する特殊教育、または、知的障害者福祉事業に携わったことがある者で、特に知的障害者の更生援護に熱意と識見を有するもの。

イ. 児童委員（民生委員）、家庭相談員等の非常勤職員との兼務は、業務の性質上避けること。

ウ. 候補者には、本制度の目的、業務の内容、条件その他必要事項を説明し、了解を得ておくこと。

エ. 相談員は、知事から所定の業務の受託者であるから、沖縄県の非常勤職員としての身分を有しない。

したがって、沖縄県は相談員の業務上の事故、または、第三者に与えた損害等に対する災害補償または損害賠償の責を負わないことを説明しておくこと。

(2) 事務手続

ア. 相談員の推薦にあたっては、次の書類を添付するものとする。

(ア) 承諾書1部（様式第1号）

(イ) 知的障害者相談員推薦調書1部（様式第2号）

(ウ) 履歴書1部

イ. 相談員候補者の選定は、福祉保健所長等ごとに行ない、福祉保健部長あてに推薦するものとする。

なお、相談員に欠員が生じたときは、福祉保健部長あてその旨を報告し、すみやかに補欠の相談員の推薦を行うものとする。

ウ. 推薦を受けた相談員候補者については、福祉保健部長が審査し、適当と認められた者に知事から相談員として要綱 4 の業務を委託する。

エ. 相談員としての業務の委託にあたっては、委託書（様式第 3 号）を交付するほか、証票（第 4 号様式）その他、必要と認めるものを貸与する。

オ. 業務委託の期間

相談員の業務委託期間は、2 年とするが再委託をさまたげない。

4 委託の解除

(1) 相談員は、自己の都合により辞退を申し出るときは、辞退届（様式第 5 号）を福祉保健所長等に提出するものとし、届を受けた福祉保健所長等は、すみやかに福祉保健部長に報告するものとする。

(2) 要綱 7 に定める事項の場合には、福祉保健所長等は、その実情を調査確認のうえ、調書（第 6 号様式）を作成し、すみやかに福祉保健部長に報告するものとする。

(3) 上記(1)、(2)による手続きがなされ、委託解除が適当と認められるときは、委託取消通知書（様式第 7 号）を福祉保健所長等を経由して、該当者に送付するものとする。

5 相談指導活動の実施方法

相談員の業務は、要綱 4 に定めるとおりであるが、細目については、つぎのとおりとする。

(1) 相談員の相談指導活動は、原則として担当地区内とする。

(2) 相談員の相談指導活動は、自宅相談及び出張相談とする。

(3) 相談員は、積極的に担当地区内における知的障害者の実情の把握に努めるとともに援護を必要とするものについては、適切な相談助言及び指導に努めること。また、地域の活動団体の指導育成に努めること。

- (4) 相談員は、専門的な相談指導及び施設入所等の支援を必要とする事例については、すみやかに援護の実施機関に意見書（様式第8号）を附し連絡すること。
- (5) 相談員は、活動記録簿（様式第9号）に活動状況を記録し、整備しておくものとする。
- (6) 福祉保健所等において相談員に委託することが適当と認められる要綱4の業務については、相互に緊密な連絡をとり協調を図ること。
- (7) 相談員は、福祉保健所長等より連絡を受けた業務については、必要な相談助言及び指導を行い、その状況を意見書（様式第8号）により連絡すること。
- (8) 相談員は、毎月福祉保健所長等に対し定期的に前月分の活動記録（様式第10号）を報告すること。
- (9) 福祉保健所長等は、前（8）号の報告に基づき、相談員の年間集計表（様式第11号）をとりまとめ、翌年度の4月30日までに福祉保健部長に提出すること。

6 相談員に対する活動費の支弁

活動費の支弁は、予算の定めるところにより、報償金として、年2回まとめて支給する。

7 証票

- (1) 相談員には、身分を明らかにし、活動を容易にするため証票（様式第4号）を作成し貸与する。
- (2) 相談員は活動するにあたっては、貸与を受けた証票を必ず携行するものとする。
- (3) 相談員の委託の解除があったときは、証票はすみやかに福祉保健所長等に提出するものとし、これを受けた福祉保健所長等は、福祉保健部長に返付すること。

8 その他

この要領に定めた以外の事項については、必要のつど定めるものとする。

承 諾 書

知的障害者相談員に就任することを次により承諾いたします。

担当地区

沖縄県 管内

業務内容 沖縄県知的障害者相談員要綱に定められている業務

就任期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

住所

氏名

印

沖縄県知事 殿

知的障害者相談員推薦調書

(平成 年 月 日)

福祉保健所・福祉事務所

作成責任者
職 氏 名



ふりがな 氏 名		男 女	本 籍		現住所		電話 ()		
生年月日 明.大.昭 年 月 日生		歳		職業		最終学歴		大学.高校.中学	
(具体的に)		現住所 在住期間	年 月		福祉管内		明.大.昭 年 月卒. 中退		
		担 当 福祉地区							
職業					公職関係及び知的団体等の役職				
勤務先		職名		期間		役職名		期間	
				年 月～ 年 月				年 月～ 年 月	
家族 の 状 況	氏名	年令	続柄	職業	勤務先	月収	氏名		
			本人				障害の程度	最重、重、中、軽、不明	
							処遇の状況		
							福祉措置の 必要性	1 施設入所 2 在宅指導 3 その他 ()	
生活程度 上、中上、中、中下、下(生保)									
適 否 事 項	1	奉仕的活動の時間的余裕			1週	時間	賞 罰		
	2	健康状態			健	普			弱
	3	地域住民からの信望			厚	普	薄		そ の 他 特 記 参 考 事 項
	4	地域実情の精通			広	普	狭		
	5	知的障害者福祉に対する関心			熱心	普	無		
	6	責任感			強	普	弱		
	7	家族の知的障害者福祉に対する理解			有	普	無		
推薦理由									

平成 年 月 日

殿

沖縄県知事 ㊟

委 託 書

知的障害者福祉法第15条の2の規定に基づき次により知的障害者相談員としての業務を委託します。

担当福祉地区

委 託 期 間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

第4号様式

第 号

知的障害者相談員 証

氏名

(年 月 日生)

住所



上記の者は知的障害者相談員であることを証明します。

年 月 日

沖縄県知事 名 ㊟

業務委託期間

年 月 日から 年 月 日まで

担当福祉地区

辞 退 届

知的障害者相談員の業務を下記理由により、 年 月 日から辞退しますのでお届けいたします。

記

辞退の理由

年 月 日

住所
氏名

沖縄県知事

殿

第6号様式

調書(知的障害者相談員)				
当該相談員	担当地区		相談員証票番号	
	氏名		生年月日	
	住所			
	委託期間	年 月 日から		
年 月 日まで				
相談員の委託を取り消すべき理由				
福祉保健所長等の意見	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">調査者 職 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

年 月 日

委 託 解 除 通 知 書

殿

沖縄県知事 ㊟

知的障害者相談員としての業務の委託を下記理由により解除します。

記

解除理由

年 月 日

住所
氏名

沖縄県知事

殿

様式第8号

平成 年 月 日

意見書(連絡票)

殿

相談員氏名

印

住所・電話

次のとおり相談を受けたので連絡します。

対象者	氏名	男女	明・大・昭・平 年 月 日 生 歳
	住所		
相談内容	事項	具体的内容	
	1 養 育		
	2 生 活		
	3 施 設 入 所		
	4 就 学		
	5 就 職		
	6 家 族 関 係		
	7 年 金 ・ 手 当 ・ 保 険		
8 そ の 他			
意見			

様式第9号

(表)

平成 年 月 日作成

活動記録簿		相談員氏名					
居住地				世帯主氏名	(ふりがな)		
本籍地							
障害者の程度	最重 重 中 軽 不明				明・大・昭・平 年 月 日 歳		
障害者の現況		在宅、通学・通園、施設入所、就職					
家族の状況	氏名	年齢	続柄	学歴	職業	収入	備考
住居の状況	自家、借家、借間、その他()						
年金等受給の状況	特別児童扶養手当、国民年金、その他						
生活の程度	1 2 3 4 5 上、中上、中、中下、下(生保受給)						
その他の特記事項							
主な相談(活動)事項							

知的障害者相談員活動記録

相談員氏名：
担当地区：

平成 年 月 分

事項		日																															計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
相談指導内容	1 養育																																
	2 生活																																
	3 施設入所																																
	4 就学																																
	5 就職																																
	6 家族関係																																
	7 年金・手当・保険																																
	8 その他																																
地域活動	9 諸会合行事参加																																
	10 その他																																

活動日数	日
相談指導、調査のための訪問	件
	日
福祉保健所、福祉事務所、児童相談所等への連絡	件
	日

記録

様式第11号

年 間 集 計 表

(年 度)

事 項		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
相 談 指 導 内 容	1 養 育													
	2 生 活													
	3 施 設 入 所													
	4 就 学													
	5 就 職													
	6 家 族 関 係													
	7 年 金 ・ 手 当 ・ 保 険													
	8 そ の 他													
地 域 活 動	9 諸 会 合 行 事 参 加													
	10 そ の 他													
合 計														
記 録														